

遠賀町保育士就労支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、保育士を新たに雇用した本町に所在する保育所等に対し、補助金を交付することにより、保育士不足による保育所等の待機児童の解消を目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は同法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を実施する事業所をいう。
- (2) 保育士就職支援金給付事業 保育所等が次の要件を満たす保育士の採用に際し、就職支援金として20万円を当該保育士に給付する事業をいう。
 - ア 保育士登録証を取得していること。
 - イ 保育所等において、1日当たり6時間以上勤務し、かつ、1月当たり20日以上勤務すること。
 - ウ 他の保育士就職支援資金等に関する支援金の交付を受けていないこと。
 - エ 町内の保育所等を退職して2年以内の再就職ではないこと。
 - オ 3年以上継続して雇用されることが見込まれること。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、保育士就職支援金給付事業を実施する本町に所在する保育所等（施設の設置後1年を経過したものに限る。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、保育士就職支援金給付事業により支援金を給付した保育士（以下「対象保育士」という。）1人につき20万円とする。

2 当該補助金の交付は、同一の対象保育士につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、遠賀町保育士就労支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、これらを町長に提出しなければならない。

- (1) 遠賀町保育士就労支援補助金交付申請に係る就労証明書（様式第2号）
- (2) 対象保育士に係る保育士登録証及び履歴書の写し
- (3) 対象保育士に対し、保育士就職支援金給付事業による支援金の給付を行ったことが確認できるもの
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付を決定したときは、遠賀町保育士就労支援補助金交付決定通知書(様式第3号)を、不交付を決定したときは、遠賀町保育士就労支援補助金不交付決定通知書(様式第4号)を該当申請者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条第2項の規定により交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、遠賀町保育士就労支援補助金交付請求書(様式第5号。以下「請求書」という。)を町長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の請求書が提出されたときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(勤務状況の報告)

第9条 交付決定者は、勤務開始日から起算して3年を経過した後に、対象保育士の就労証明書を町長に提出することにより勤務状況の報告をしなければならない。

(交付の決定の取消し)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 勤務開始日から起算して3年以内に申請時に勤務していた保育所等において、保育士として勤務しなくなったとき。

(3) 勤務開始日から起算して3年以内に申請時に勤務していた保育所等において、勤務条件等の変更により、第2条第2号イの要件を満たした保育士でなくなったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、遠賀町保育士就労支援補助金交付決定取消通知書(様式第6号)を交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 交付決定者は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消されたとき、又は補助金の交付の条件に該当しなくなったときは、当該補助金の全部を町長に返還しなければならない。ただし、災害等やむを得ない事由があると町長が認めるときは、この限りでない。

(雑則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。